

株 主 各 位

東京都新宿区下宮比町3番2号

日本精鉱株式会社

代表取締役社長 渡 邊 理 史

第127期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配をたまわり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本年も株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルスの感染予防のための措置を継続いたします。議決権行使におきましては書面またはインターネットによる行使を推奨いたしております。つきましては、後記の株主総会参考書類をご覧のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。 敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区下宮比町3番2号
飯田橋スクエアビル 3階 TKP飯田橋ビジネスセンター
<末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。>

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防のため、株主様の安全を第一に考え、以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解・ご協力をたまわりますようお願い申しあげます。

- 感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日へのご来場ではなく、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申しあげます。ご出席に関しましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申しあげます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、検温・会場設置の消毒液の噴霧にご協力をお願い申しあげます。また、この他にも感染予防のための措置を講じる場合がございます。
- 株主総会に出席する取締役、および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

株主様への公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はございません。何卒ご理解たまわりますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第127期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第127期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書面とインターネット行使により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

[書面（議決権行使書）による議決権行使の方法]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の方法]

インターネットによる議決権行使に際しましては、4～5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに行使をお願いいたします。

なお、インターネット接続料、通信料等の費用は、株主様のご負担となりますので、予めご了承ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。代理人によるご出席の場合、以下の各書面のご提供により、議決権を有する他の株主1名を代理人としてご出席いただくことが可能です。
- [個人の株主様]
- (1)代理人本人の議決権行使書用紙
 - (2)代理権を証する書面（委任をする株主本人の署名または記名押印のある委任状）
 - (3)当該代理人に委任をする株主の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他委任をする株主本人を確認するための公的書類の写し
- [法人の株主様]
- (1)代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある、委任状または職務代行通知書）
 - (2)当該代理人に委任をする株主の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- （アドレス <https://www.nihonseiko.co.jp>）



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

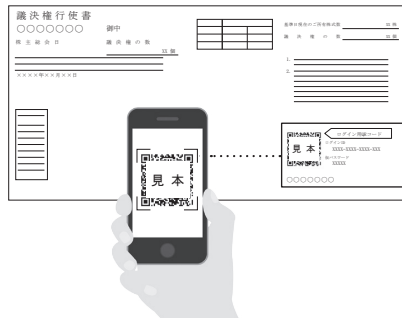
2022年6月28日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次ページの「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

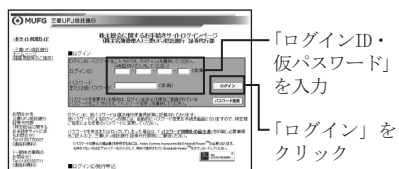
※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

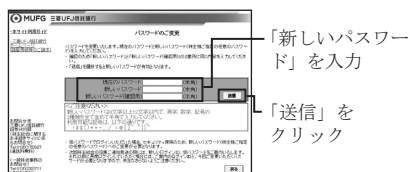
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載
された「ログインID・仮
パスワード」を入力しク
リックしてください。



3 新しいパスワードを登録
する。



4 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

(提供書面)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 当社グループの現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いたものの、持ち直しの動きがみられました。景気の先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響、地政学的リスク増大による原油及び原材料価格の高騰、金融資本市場の変動、供給面での制約などにより、不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く事業環境は、経済活動の回復を背景とした世界経済の持ち直しが続くなか、自動車や電気機器などの製造業の生産活動が回復基調となりました。また、感染予防対策から生じたワークスタイルの変化により、テレワークなどに代表される仕事や業務の効率化と働き方の改革を目指すデジタルトランスフォーメーションに活用される電子機器産業は引き続き堅調を維持しています。

このような環境下、当社グループは感染予防対策を実行しつつ、操業を継続し、国内外での販売力の強化に努めるとともに、コストダウンの実行、製造力及び技術力の向上、様々な工程や業務での無駄の排除及び改善などに取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前年度比5,850百万円増収(52.0%増収)の17,097百万円、営業利益は同996百万円増益(83.4%増益)の2,191百万円、経常利益は同1,038百万円増益(86.0%増益)の2,246百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同727百万円増益(89.4%増益)の1,540百万円となりました。

セグメントごとの業況は次のとおりです。

[アンチモン事業]

同事業の原料であり、製品販売価格の基準ともなるアンチモン地金の国際相場は、主産地である中国において、国内外でのアンチモン鉱石供給不足や環境監査による操業の一時停止などにより需給がさらに逼迫し、上昇基調で推移いたしました。当連結会計年度の平均価格は、トン当たり約12,300ドルとなり、前年度比約82%の大幅な上昇となりました。円建てでは約93%の上昇となりました。

同事業の主要製品である三酸化アンチモンには様々な用途があります。主たる用途は、プラスチック、ゴム、繊維などの高分子材料を燃えにくくする難燃助剤であり、広範な産業分野から電化製品といった各家庭での必需品にも使用され、防災機能を付与することで、人的・経済的な損失を防止することに大きく貢献しています。

同事業の販売状況につきましては、自動車や家電分野などでの需要が回復したことにより、販売数量は前年度比346トン増加（5.7%増加）の6,425トンとなりました。

その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、販売数量の増加と販売価格の上昇により、前年度比3,752百万円増収（81.2%増収）の8,373百万円となりました。セグメント利益は、地金相場上昇の影響もあり、同700百万円増益（985.5%増益）の771百万円となりました。

〔金属粉末事業〕

同事業の主原料である銅の国内建値は、当連結会計年度平均でトン当たり1,136千円となり、前年度比47.7%の大幅な上昇となりました。

同事業の主要製品は、電子部品の導電材料向け銅およびその他の金属粉末、パワーインダクタ向けの鉄合金粉末、自動車部品や産業機械部品などに使用される焼結材料向けの金属粉末で、各種製品の高機能化や利便性に貢献しています。

電子部品向け金属粉末の販売状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務を中心としたテレワークの急速な普及や教育などのオンライン化への取組みが、PCやスマートフォンなどの通信機器端末の需要を喚起すると共に、デジタルトランスフォーメーションの推進がデータセンターや基地局向けを含む5G関連需要を増加させており、堅調に推移しています。販売数量は前年度比227トン増加（19.0%増加）の1,423トンとなりました。

粉末冶金向け金属粉末の販売状況につきましては、自動車部品向けなどの需要が堅調で、販売数量は前年度比208トン増加（13.8%増加）の1,721トンとなりました。

全体の販売数量は前年度比436トン増加（16.1%増加）の3,144トンとなりました。

その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、販売数量の増加と販売価格の上昇により、前年度比2,088百万円増収（31.6%増収）の8,692百万円となりました。セグメント利益は、同295百万円増益（27.0%増益）の1,388百万円となりました。

[その他]

不動産賃貸事業等の当連結会計年度の売上高は31百万円、セグメント利益は23百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施した設備投資の総額は598百万円でした。

アンチモン事業では、生産設備の更新・拡充、受電設備の更新、製造作業環境改善設備の導入等に285百万円の投資を行いました。

金属粉末事業では、生産設備の更新・拡充、各工場での品質保証体制を充実させるための分析測定装置の導入・更新、作業環境安全対策等に312百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス変異株の再拡大、グローバル・サプライチェーンの混乱、地政学的リスク増大による原油及び原材料価格の高騰、金融資本市場の変動など不透明な状況が続いています。

このような事業環境において、当社グループは、感染症対策と両立する社会経済活動の正常化に向けて、2022年度から2024年度までの3カ年を活動期間とする中期経営計画を策定いたしました。本計画では「グループ力を発揮し、持続可能な事業の成長に向けて、チャレンジし続ける Challenge for Sustainable Growth」をスローガンに定め、「グループ連携の強化」、「収益力の改善」、「新たな価値を生み出す事業の創出」、「魅力ある会社づくり」という基本方針のもと、高付加価値製品の生産能力の拡充、オープンイノベーション推進による新規事業創出、デジタル化による業務プロセスの効率化、サステナビリティ事業への取組み、多様な人材が活躍できる環境づくり、SDGs活動の推進などを行っていくことで、企業価値の向上をめざしてまいります。

アンチモン事業につきましては、国内市場において、需要の縮小均衡、海外メーカーとの競争激化、更には特定化学物質障害予防規則（特化則）への対応などにより、厳しい事業環境が続いています。きめ細かい販売活動を実施し、品質の向上や新製品の開発などに努め、シェア拡大に取り組んでまいります。また、原料調達の見直しを強化すると共に、生産工程の見直しや自動化・省人化、業務プロセスの効率化などで生産性の改善を行い、コストダウンの実現を図ってまいります。

金属粉末事業につきましては、電子部品市場において、デジタル技術の進化や自動車の電装化などにより中長期的に需要の拡大が見込まれる一方、品質・機能・安定供給に対する要求水準が高まっています。こうした顧客ニーズに応えるために、生産能力の増強を行うと共に、高機能製品の開発と品質マネジメントシステムの強化を行ってまいります。また、自動化による生産の効率化、製品歩留まりの改善、継続的な原価低減の取組みなどを行い、収益力の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第124期 (2018年度)	第125期 (2019年度)	第126期 (2020年度)	第127期 (2021年度)
売 上 高	14,083百万円	10,913百万円	11,247百万円	17,097百万円
営 業 利 益	1,252百万円	448百万円	1,194百万円	2,191百万円
経 常 利 益	1,222百万円	433百万円	1,207百万円	2,246百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	829百万円	286百万円	813百万円	1,540百万円
1株当たり当期純利益	339.93円	117.25円	333.40円	631.45円
総 資 産	11,746百万円	10,784百万円	12,213百万円	14,840百万円
純 資 産	7,206百万円	7,286百万円	7,966百万円	9,298百万円
1株当たり純資産	2,952.22円	2,985.41円	3,264.29円	3,810.33円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本アトマイズ加工株式会社	324,750千円	100%	金属粉末の製造・販売
日錦精礦(上海)商貿有限公司	5,880千円	100%	アンチモン製品の中国国内市場での販売

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	事業内容
アンチモン事業	合成樹脂製品に難燃助剤として添加される三酸化アンチモン、ポリエステル重合触媒用として使用される三酸化アンチモン、ブレーキ減摩材として使われる三硫化アンチモン、耐熱性が求められる各種エンブレ樹脂の難燃用アンチモン酸ソーダ等の製造販売
金属粉末事業	電子部品用金属粉（導電ペースト用の銅粉・貴金属粉やパワーインダクタ用軟磁性材としての鉄系合金粉等）、粉末冶金用金属粉（精密モーター軸受用の青銅粉・黄銅粉・錫粉、自動車部品用の銅粉・青銅粉・黄銅粉等）等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都新宿区下宮比町3番2号
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番11号 大同生命南館
中瀬製錬所	兵庫県養父市吉井1198

② 子会社の事業所

名称	所在地
日本アトマイズ加工株式会社	野田本社工場：千葉県野田市西三ヶ尾87番16 つくば工場：茨城県牛久市桂町2200番47
日錦精礦（上海）商贸有限公司	本社：上海市長寧区婁山関路83号新虹橋中心大廈2628B室

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
アンチモン事業	87	-3
金属粉末事業	147	+11

(注) 従業員数には、嘱託社員を含み、パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員は除いて記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
85	-3	45.6	19.5

(注) 従業員数には、嘱託社員を含み、パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員は除いて記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	790,000千円
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	130,000千円
日本生命保険相互会社	115,000千円
株式会社滋賀銀行	90,000千円
株式会社三井住友銀行	87,500千円
株式会社千葉興業銀行	70,000千円
株式会社伊予銀行	10,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,605,900株 (自己株式165,537株を含む。)
- (3) 株主数 1,551名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
福田金属箔粉工業株式会社	440千株	18.04%
株式会社川嶋	242	9.92
株式会社三光	242	9.92
株式会社三興企画	242	9.92
双日株式会社	132	5.41
富士興産株式会社	130	5.33
太陽鋳工株式会社	118	4.87
親和物産株式会社	67	2.75
三菱UFJ信託銀行株式会社	38	1.58
矢地節子	31	1.27

(注) 1. 当社は自己株式165,537株を保有していますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式(165,537株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊理史	日本アトマイズ加工株式会社 取締役
常務取締役	若林武則	経理部・企画管理部管掌 兼 企画管理部長 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 董事長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役
取締役	植田憲高	中瀬製錬所管掌 兼 中瀬製錬所長 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 董事
取締役	松田恭二	営業部管掌 兼 営業部長 日鋸精礦（上海）商貿有限公司 董事
取締役	升野勝之	日本材料技研株式会社 事業部長
取締役	大西宏章	福田金属箔粉工業株式会社 取締役管理部長
常勤監査役	町田博治	日本アトマイズ加工株式会社 監査役
監査役	岡田民雄	－
監査役	五野隆由	双日株式会社 非鉄・鉱産部 担当部長

- (注) 1. 取締役松田恭二氏は、2021年6月29日開催の第126期定時株主総会にて新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役升野勝之氏及び大西宏章氏は、社外取締役であります。
なお、当社は升野勝之氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行っております。
3. 監査役岡田民雄氏及び五野隆由氏は、社外監査役であります。
なお、当社は岡田民雄氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行っております。
4. 当事業年度における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
渡邊理史	代表取締役社長 営業部管掌 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	代表取締役社長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	2021年6月29日

(2) 役員報酬等の額の決定に関する方針等

当社は、2021年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

- a) 取締役の報酬は月例報酬と賞与により構成する。ただし、社外取締役の報酬は、独立した立場で経営の監督・助言を行うという役割と責務から月例報酬のみとする。
 - ・ 月例報酬
月例の固定報酬として、役位、職責、貢献度等に応じて決定する。
 - ・ 賞与
年1回(株主総会終了後の1か月内)支給することがある。明確な業績連動報酬とはしていないが、支給の可否並びに支給額は、当社の業績や経営状況、社員の賞与水準等を総合的に勘案して決定する。
- b) 月例報酬と賞与の割合は、経営状況等により大きく変動することから、定めを設けない。
- c) 個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受ける。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額（92百万円）の範囲内における取締役各人別の月例報酬および賞与額の決定とする。
- d) 退職慰労金制度は設けない。(2008年6月に廃止)
- e) 非金銭報酬等の導入は今後の課題とする。

また、当社は2022年2月4日開催の取締役会において、取締役の指名、報酬等に係る助言・提言を行う任意の機関として、委員の半数以上を社外取締役で構成する諮問委員会を設置することを決議いたしました。

取締役会は、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬等の決定を行うにあたり、諮問委員会に諮問し、助言・提言を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該助言・提言の内容に従い、決定をしなければならないこととしております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			月例報酬	賞与	非金銭報酬等
取締役	6名	71,160千円	49,200千円	21,960千円	—
(うち社外取締役)	(2名)	(4,800千円)	(4,800千円)	(—)	(—)
監査役	3名	12,840千円	12,840千円	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(2,400千円)	(2,400千円)	(—)	(—)
合計	9名	84,000千円	62,040千円	21,960千円	—
(うち社外役員)	(4名)	(7,200千円)	(7,200千円)	(—)	(—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員退職慰労金については、2008年6月27日開催の第113期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について決議いただいでおり、当事業年度の引当計上はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会において年額92百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいでおります。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第121期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいでおります。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は1名です。
5. 賞与の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額を記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長渡邊理史に対し各取締役の月例報酬額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。委任された内容決定は、その後の取締役会において報告が行われております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション契約）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者は当社及び全ての当社子会社における全ての役員、顧問役・顧問、管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補する内容であり、以下の行為に起因する損害等については填補の対象外としております。

- ・ 犯罪、不正、詐欺行為
- ・ 法令、規則、取締役法規に違反することを認識しながら行った行為
- ・ 違法に利益または便宜を得た行為

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役升野勝之氏は、日本材料技研株式会社の事業部長を兼務しております。なお、日本材料技研株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役大西宏章氏は、福田金属箔粉工業株式会社の取締役管理部長を兼務しております。なお、福田金属箔粉工業株式会社は当社の主要株主であり当社発行済株式の18.04%（自己株式165,537株を含まない持株比率）を保有しております。

社外監査役五野隆由氏は、双日株式会社の非鉄・鋳産部 担当部長を兼務しております。なお、双日株式会社は当社の大株主であり当社発行済株式の5.41%（自己株式165,537株を含まない持株比率）を保有しており、また主要な取引先でもあります。

②当事業年度における主な活動状況

取締役 升野勝之氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中13回、任意の諮問委員会には1回開催中1回出席しており、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、大手化学メーカーにおける取締役常務執行役員などの経験を踏まえ、取締役会では企業経営および研究開発分野などにおいて、客観的・専門的な視点から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会においては、役員の報酬及び指名に関して、独立かつ客観的な立場から意見を述べております。

取締役 大西宏章氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中13回、任意の諮問委員会には1回開催中1回出席しており、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、大手非鉄金属素材メーカーにおける取締役経理部長などの経験を踏まえ、取締役会では企業経営および金属素材分野などにおいて、客観的・専門的な視点から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会においては、役員の報酬及び指名に関して、独立かつ客観的な立場から意見を述べております。

監査役 岡田民雄氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中12回出席し、また、監査役会には5回開催中4回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言等を行っております。

監査役 五野隆由氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中13回出席し、また、監査役会には5回開催中5回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	23,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役全員を以て構成し、法令・定款に定める職務のほか、当社取締役会規則に基づき、会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行う。

監査役は取締役会に出席して取締役に対する意見聴取を行うほか、経営委員会等重要会議に出席して取締役の職務執行状況を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の「文書管理規程」第3章（文書の保管、保存及び廃棄）第8条（保存及び保存期間）別表－1に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」に則り、当社が対象とする諸々のリスクに対して所定の関連規程、マニュアル等に基づく実践を通じて事業の継続、安定的発展を確保していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では現在、取締役及び部長クラスにオブザーバーとして常勤監査役を加えたメンバーを構成員とした経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針及び重要な経営施策事項について審議、基本方針の決定を行い、それを踏まえて法令並びに当社取締役会規則で定められた事項については取締役会でさらに審議し、決議を行うこととしている。

取締役会並びに経営委員会とも人数的にも十分な議論を尽くしての意思決定が可能であり、内部統制機能も十分働いていると判断する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に品質管理システムの国際規格であるISO9001及び環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、関係法規の遵守並びに業務の効率性の追求は、それらの認証の維持活動を通じて行っている。なお、活動の成果についての検証は、定期的に行われる外部認証機関による審査及び内部監査によってなされている。また、コンプライアンスの徹底の一環として、グループ全体の役職員を対象とした「インサイダー取引防止規程」を制定し、役職員の関連法規遵守についての責務を定めている。

当社の規模に相応した体制として、ISO関連の諸規定を遵守し、稟議規程並びに個別権限基準に基づくシステムの適正な管理と運用を企画管理部が行い、監査役が監視するという現行の体制で臨んでいくこととする。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における開示情報の適正性の確保については、当社はグループ経営理念として「法令・規則を遵守し、適時・適切な企業情報の開示を心がけ、公明正大で透明性の高い経営を推進することで、お取引先様や株主様の信用を得られるようにたゆむことなく努力する」ことを掲げている。

この理念の下に、開示する情報については今後とも経営委員会あるいは取締役会で審議、承認、報告の手続きを経ることとし、取締役は信頼性のある財務報告の提供が企業としての責務であるという認識を絶えず持ち続ける。

また、当社子会社のガバナンスについては、当社から取締役並びに監査役を派遣し、子会社の取締役会に出席するとともに、経営上のリスク発生の可能性が見られると判断された場合には、当社から派遣された取締役や監査役を通じて、子会社全体、あるいは特定部門に対して重点的な内部監査を行う仕組みが確保されており、子会社の経営を十分管理、監督できている。

さらに、毎月1回当社経営委員会メンバーに対する事業報告会を開催しており、経営状況を把握する体制も確保できている。

従い、今後とも現在の体制を維持していくこととする。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

将来監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じて最適な組織を取締役と監査役会が協議のうえ決定する。

使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、当該使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑧ **取締役・使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制、その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制**

監査役（常勤監査役）は、取締役会のみならず、会社の重要な経営政策事項を審議する経営委員会にオブザーバーとして出席する他、社内の主要会議にも出席している。また、社内稟議書は全て監査役の閲覧を経る体制となっており、監査役に必要な報告がなされている現行体制を維持する。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役は、取締役会、経営委員会その他重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けている。さらに、受注、生産、在庫、原価計算等に関する情報を網羅したコンピュータデータベースにアクセスできる体制となっており、また社内イントラネットにより、生産上並びに営業上の日々の主要な情報を入手でき、顧客からのクレーム情報も文書にて常勤監査役に回付されることになっている。

上記のとおり、監査を実施するにあたっての基本情報が十分提供される体制となっているので、現行のシステムを維持する。

また、取締役と監査役とのコミュニケーションについては、両者の緊張関係を維持しながら、定例の社内主要会議での意見交換のみならず、都度必要に応じて意見交換の場を設営することとする。

⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制**

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

② 監査役の職務執行

監査役は監査役会で定めた監査方針等に従って監査を実施しております。取締役会、経営委員会、その他の重要な会議に出席し、適宜意見表明を行い、決算書類や決裁済稟議書等の重要な書類を閲覧し、会計監査人との意見交換会を実施し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制事務局は「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、この方針に基づいた監査及びウォークスルー等を行い、当社グループの財務報告に係る信頼性の向上を図っております。

④ リスク管理体制

事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的に「リスクマネジメント基本規程」の他、「内部通報制度規程」「特定個人情報取扱規程」「情報管理規程」を制定し、リスク管理体制の強化を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の株主の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるべきものと考えております。従いまして、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、資本市場のルールに則り、株式を買い付ける行為それ自体を否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、取引先、債権者等の利害関係者との関係を損ね、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは「環境と安全そして成長を最重要課題と認識し、社会との共存を図り、より豊かで快適な生活環境を創るために必要な物づくりの一翼を担うことに、誇りを持って、たゆむことなく、挑み続ける」ことを基本理念としております。

また、株主各位をはじめ、取引先、従業員、社会という全ての利害関係者から支持を得て、企業の経済的価値の向上とともに、社会的責任や環境保全の責務を果たすことが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益の確保、向上に繋がるという認識に立ち、経営にあたっております。上記の企業努力にもかかわらず、一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれるおそれがある行為に対しては、当社は企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量買付行為等については是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討の為に必要な時間の確保に努めるなど、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。

なお、当社は、2016年6月まで、いわゆる買収防衛策を導入していましたが、現在は導入していません。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿っており、株主各位の共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、企業体質の改善に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

配当につきましては、業績、事業投資計画、財務状況、成長のための内部留保などを総合的に勘案しながら、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針とし、連結配当性向25%を目安に、安定的・継続的に行うように努めていきます。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対処するため、成長力の維持および競争力強化など企業価値向上に資する様々な投資に活用していきます。

当期の配当金につきましては、上記方針に基づき、中間配当は一株当たり50.0円を実施し、期末配当は一株あたり90.0円の家を株主総会にお諮りさせていただきます。

連結貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目	前連結会計年度 2021年 3月31日現在	当連結会計年度 2022年 3月31日現在	期 別 科 目	前連結会計年度 2021年 3月31日現在	当連結会計年度 2022年 3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	7,759,378	9,793,667	流動負債	3,588,645	4,510,626
現金及び預金	3,500,628	3,085,883	支払手形及び買掛金	1,039,150	1,534,757
受取手形及び売掛金	1,936,520	2,755,550	電子記録債務	293,684	285,391
商品及び製品	1,112,549	1,920,393	短期借入金	1,298,000	1,343,000
仕掛品	324,598	371,838	未払金	194,174	258,242
原材料及び貯蔵品	699,045	1,427,658	リース債務	-	26,859
その他	191,374	241,181	未払法人税等	358,967	541,744
貸倒引当金	△5,338	△8,838	賞与引当金	142,562	210,630
			役員賞与引当金	16,400	44,961
固定資産	4,453,704	5,046,406	その他	245,705	265,040
有形固定資産	3,966,821	4,469,011	固定負債	658,020	1,030,855
建物及び構築物	1,683,430	1,728,126	長期借入金	225,000	249,500
機械装置及び運搬具	710,320	664,198	リース債務	-	355,136
工具、器具及び備品	97,747	147,498	退職給付に係る負債	351,295	365,219
土地	1,436,191	1,436,191	資産除去債務	37,090	37,183
リース資産	10,622	346,518	その他	44,634	23,815
建設仮勘定	28,509	146,478	負債合計	4,246,665	5,541,481
無形固定資産	81,404	111,046	(純資産の部)		
投資その他の資産	405,477	466,348	株主資本	7,934,050	9,255,020
投資有価証券	139,808	146,588	資本金	1,018,126	1,018,126
退職給付に係る資産	44,660	48,422	資本剰余金	564,725	564,725
繰延税金資産	74,877	114,009	利益剰余金	6,504,985	7,826,337
その他	146,131	157,327	自己株式	△153,787	△154,168
			その他の包括利益累計額	32,366	43,571
			その他有価証券評価差額金	31,257	35,964
			為替換算調整勘定	1,109	7,607
資産合計	12,213,082	14,840,073	純資産合計	7,966,417	9,298,591
			負債及び純資産合計	12,213,082	14,840,073

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
売 上 高		11,247,358		17,097,801
売 上 原 価		9,129,877		13,814,962
売 上 総 利 益		2,117,480		3,282,838
販売費及び一般管理費		922,664		1,091,287
営 業 利 益		1,194,816		2,191,550
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	630		1,097	
受 取 配 当 金	3,305		2,556	
為 替 差 益	3,790		19,766	
受 取 保 険 金	-		31,812	
債 務 時 効 益	-		11,815	
助 成 金 収 入	17,153		-	
そ の 他	10,348	35,228	17,011	84,059
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	11,288		15,390	
売 上 割 引	3,369		-	
休 止 鉱 山 費 用	6,341		9,856	
そ の 他	1,176	22,175	3,784	29,030
経 常 利 益		1,207,868		2,246,578
特 別 利 益				
固 定 資 産 売 却 益	1,922	1,922	1,387	1,387
特 別 損 失				
減 損 損 失	22,977		-	
固 定 資 産 除 却 損	2,823	25,800	4,074	4,074
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,183,990		2,243,891
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		395,738		744,106
法 人 税 等 調 整 額		△25,432		△41,205
当 期 純 利 益		813,684		1,540,990
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		813,684		1,540,990

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,018,126	564,725	6,504,985	△153,787	7,934,050
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△219,638		△219,638
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,540,990		1,540,990
自 己 株 式 の 取 得				△381	△381
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,321,352	△381	1,320,970
当 期 末 残 高	1,018,126	564,725	7,826,337	△154,168	9,255,020

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	31,257	1,109	32,366	7,966,417
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△219,638
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,540,990
自 己 株 式 の 取 得				△381
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,706	6,497	11,204	11,204
当 期 変 動 額 合 計	4,706	6,497	11,204	1,332,174
当 期 末 残 高	35,964	7,607	43,571	9,298,591

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

イ. 連結子会社の数 2社

ロ. 連結子会社の名称

日本アトマイズ加工㈱

日錫精礦（上海）商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社の日錫精礦（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、国内連結子会社の日本アトマイズ加工㈱の決算日は、連結決算日と同一であります。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、アンチモン事業と金属粉末事業を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、商品又は製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、収益を認識しております。

国内売上高は、主として引渡時に商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の第98項を適用し、出荷時から引渡時までの期間が通常の間期間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。ただし、顧客と締結した契約書において、商品又は製品の所有権の移転が検取時となる取引に関しては、検取時に収益を認識しております。また、海外売上高は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、商品又は製品の国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、支給品の買戻しが前提となる有償支給取引については、従来は有償支給した支給品について消滅を認識するとともに、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該支給品の消滅を認識せず、当該収益に関しても認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は260,467千円減少し、売上原価は259,670千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ797千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「リース債務」は2,680千円であります。

また、前連結会計年度まで固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「リース債務」は9,003千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「助成金収入」（当連結会計年度は、939千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「売上割引」（当連結会計年度は、2,167千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,920,393千円
仕掛品	371,838千円
原材料及び貯蔵品	1,427,658千円

※当連結会計年度における棚卸資産評価損の金額は△8,907千円（△は戻入額）となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

棚卸資産は、取得原価で計上しておりますが、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合は、収益性が低下したと判断し、当該正味売却価額を棚卸資産の帳簿価額とし、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

②主要な仮定

正味売却価額は、連結会計年度末時点における最新の製造・販売実績を基礎として見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の見積り等については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,408,691千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,605,900	—	—	2,605,900
自己株式				
普通株式	165,423	114	—	165,537

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	97,619	40.0	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	122,019	50.0	2021年9月30日	2021年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	219,632	利益剰余金	90.0	2022年3月31日	2022年6月30日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の為替の変動及び金利の変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外売上に伴う外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金には主に営業取引及び設備投資に係る資金調達で、返済期日は最長で4年4カ月後であります。変動金利の借入金は、金利変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクの回避を目的とした先物為替予約であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に関するリスク)の管理

当社は、与信管理実施要領に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理実施要領に準じた方法による管理を行っております。デリバティブ取引については、取引相手先を、信用力のある大手金融機関に限定しているため、信用リスクはきわめて低いと認識しております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動によるリスクを回避するために先物為替予約を行っております。投資有価証券の時価については、定期的の時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理に関しては担当部署が裁決担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	146,588	146,588	—
資産計	146,588	146,588	—
長期借入金	249,500	249,836	336
負債計	249,500	249,836	336
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	11,085	11,085	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	11,085	11,085	—

(注) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

イ. 通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	292,128	—	11,085	11,085
	合 計	292,128	—	11,085	11,085

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	146,588	—	—	146,588
デリバティブ取引	—	—	—	—
通貨関連	—	11,085	—	11,085
資産計	146,588	11,085	—	157,673

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	249,836	—	249,836
資産計	—	249,836	—	249,836

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、その時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。入手した価格に使用されたインプットに基づき、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都においてオフィスビル（借地権を含む）、兵庫県において遊休土地を有しており、オフィスビルの一部を賃貸しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、22,247千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当該連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価(千円)
当連結会計年度 期首残高(千円)	当連結会計年度 増減額(千円)	当連結会計年度末 残高(千円)	
38,385	△1,439	36,946	331,510

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度の減少額は減価償却によるものであります。

(注)3. 当連結会計年度末の時価は、オフィスビルについては社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、遊休土地については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	アンチモン 事業	金属粉末 事業	計		
アンチモン製品	8,290,500	—	8,290,500	—	8,290,500
電子部品向け 金属粉末	—	5,453,628	5,453,628	—	5,453,628
粉末冶金向け 金属粉末	—	3,205,628	3,205,628	—	3,205,628
その他	83,070	33,351	116,422	2,425	118,848
顧客との契約から 生じる収益	8,373,571	8,692,608	17,066,180	2,425	17,068,605
その他の収益	—	—	—	29,196	29,196
外部顧客への 売上高	8,373,571	8,692,608	17,066,180	31,621	17,097,801

(注) 上記の報告セグメントに含めていない、不動産賃貸事業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表1. (3) ④ロ。」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	1,936,520	2,755,550
契約負債	75,658	28,752

(注) 契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

契約負債は、アンチモン事業及び金属粉末事業において、顧客から受け取った商品又は製品代金の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、75,658千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,810.33円
1株当たり当期純利益	631.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	1,540,990千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,540,990千円
普通株式の期中平均株式数	2,440,418株

貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 2021年 3月31日現在	当事業年度 2022年 3月31日現在	期 別 科 目	前事業年度 2021年 3月31日現在	当事業年度 2022年 3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	3,978,113	5,241,025	流動負債	1,416,234	2,222,569
現金及び預金	1,767,793	1,113,317	買掛金	337,314	781,297
受取手形	383	1,128	短期借入金	864,000	909,000
売掛金	1,114,474	2,066,935	未払金	105,503	100,997
商品及び製品	571,933	1,112,311	未払費用	34,289	41,336
原材料及び貯蔵品	409,844	922,397	未払法人税等	15,143	262,471
前払費用	8,557	7,978	預り金	4,470	3,795
その他	109,400	24,883	前受収益	4,311	4,690
貸倒引当金	△4,273	△7,926	賞与引当金	51,062	96,930
固定資産	1,963,870	2,155,267	役員賞与引当金	—	21,960
有形固定資産	871,904	1,033,802	その他	140	90
建物	491,936	532,461	固定負債	446,761	497,131
構築物	135,930	149,981	長期借入金	159,000	217,500
機械及び装置	196,215	185,545	退職給付引当金	220,240	223,832
車両運搬具	1,781	1,807	資産除去債務	31,890	31,983
工具、器具及び備品	24,080	23,142	長期預り保証金	18,603	18,603
土地	9,015	9,015	長期未払金	17,027	5,212
建設仮勘定	12,944	131,849	負債合計	1,862,995	2,719,700
無形固定資産	45,370	41,679	(純資産の部)		
借地権	30,875	30,875	株主資本	4,047,815	4,640,986
ソフトウェア	13,149	9,496	資本金	1,018,126	1,018,126
その他	1,344	1,307	資本剰余金	564,725	564,725
投資その他の資産	1,046,595	1,079,785	資本準備金	564,725	564,725
投資有価証券	137,527	143,915	利益剰余金	2,618,750	3,212,303
関係会社株式	731,700	731,700	利益準備金	104,512	104,512
出資金	5,000	10	その他利益剰余金	2,514,238	3,107,791
関係会社出資金	43,986	43,986	資産圧縮積立金	21,290	20,424
長期前払費用	6,879	4,036	特別償却準備金	7,701	5,100
繰延税金資産	58,827	89,227	別途積立金	640,390	640,390
会員権	10,346	10,346	繰越利益剰余金	1,844,855	2,441,875
その他	52,329	56,563	自己株式	△153,787	△154,168
資産合計	5,941,984	7,396,293	評価・換算差額等	31,172	35,606
			その他有価証券評価差額金	31,172	35,606
			純資産合計	4,078,988	4,676,592
			負債及び純資産合計	5,941,984	7,396,293

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：千円)

期 別	前事業年度 (自 2020年4月1日) (至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日) (至 2022年3月31日)	
科 目				
売 上 高		4,446,984		8,195,412
売 上 原 価		3,893,671		6,876,383
売 上 総 利 益		553,313		1,319,029
販売費及び一般管理費		451,404		523,055
営 業 利 益		101,908		795,973
営 業 外 収 益				
受取利息及び受取配当金	193,195		249,617	
そ の 他	29,388	222,583	59,247	308,864
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	6,783		11,688	
休 止 鉱 山 費 用	6,341		9,856	
そ の 他	1,026	14,152	1,322	22,866
経 常 利 益		310,339		1,081,971
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	2,823		4,074	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	51,269	54,092	—	4,074
税 引 前 当 期 純 利 益		256,247		1,077,896
法人税、住民税及び事業税		29,501		297,059
法 人 税 等 調 整 額		11,976		△32,355
当 期 純 利 益		214,768		813,192

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 剰 余 金	
				資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金			
当 期 首 残 高	1,018,126	564,725	564,725	104,512	21,290	7,701	640,390	1,844,855	2,618,750
当 期 変 動 額									
資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△866			866	—
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△2,600		2,600	—
剰 余 金 の 当 配								△219,638	△219,638
当 期 純 利 益								813,192	813,192
自 己 株 式 の 取 得									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 計	—	—	—	—	△866	△2,600	—	597,019	593,553
当 期 末 残 高	1,018,126	564,725	564,725	104,512	20,424	5,100	640,390	2,441,875	3,212,303

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△153,787	4,047,815	31,172	31,172	4,078,988
当 期 変 動 額					
資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		—			—
剰 余 金 の 当 配		△219,638			△219,638
当 期 純 利 益		813,192			813,192
自 己 株 式 の 取 得	△381	△381			△381
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			4,433	4,433	4,433
当 期 変 動 額 計	△381	593,171	4,433	4,433	597,604
当 期 末 残 高	△154,168	4,640,986	35,606	35,606	4,676,592

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械及び装置	7年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

但し、当事業年度における該当事項はありません。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、アンチモン事業を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、商品又は製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、収益を認識しております。

国内売上高は、主として引渡時に商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の第98項を適用し、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。ただし、顧客と締結した契約書において、商品又は製品の所有権の移転が検収時となる取引に関しては、検収時に収益を認識しております。また、海外売上高は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、商品又は製品の国内販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ1,592千円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,112,311千円
原材料及び貯蔵品	922,397千円

※当事業年度における棚卸資産評価損の金額は△4,132千円(△は戻入額)となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表4.(2)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,885,398千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権 2,514千円

関係会社に対する短期金銭債務 107,289千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高 1,630千円

仕 入 高 771,352千円

販売費及び一般管理費 1,200千円

営業取引以外の取引高 254,370千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
自己株式				
普通株式	165,423	114	—	165,537

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

賞与引当金	29,415千円
退職給付引当金	53,675千円
資産除去債務	9,344千円
その他	44,004千円
繰延税金資産小計	136,439千円
評価性引当額	△19,941千円
繰延税金資産計	116,497千円

繰延税金負債

資産圧縮積立金	9,005千円
特別償却準備金	2,248千円
その他	16,015千円
繰延税金負債計	27,270千円
繰延税金資産純額	89,227千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社川嶋	直接 9.96% 間接 15.31%	原料の仕入	原料の仕入	359,062	買掛金	100,911

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

原料の仕入については、市場価格を勘案した価格交渉等、一般の取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1.(4)」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,916.35円
1株当たり当期純利益	333.22円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	813,192千円
普通株式に係る当期純利益	813,192千円
普通株式の期中平均株式数	2,440,418株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日本精鋳株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島寿郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精鋳株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精鋳株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

個別の計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日本精鋳株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 一彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精鋳株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るほか、重要な決裁書類等を閲覧し、事業及び経営管理の状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

日本精鉱株式会社 監査役会

常勤監査役 町 田 博 治 ⑩

社外監査役 岡 田 民 雄 ⑩

社外監査役 五 野 隆 由 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、企業体質の改善に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|------------------------------------------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株当たり金 | 90円 |
| 総額 | 219,632,670円 |
| なお、中間配当を50円実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり140円となります。 | |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2022年6月30日 |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月28日開催の第123期定時株主総会において補欠監査役に選任された沖村充則氏の選任の効力は本総会開始の時までとされており、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
としおつとむ 塗師尾努 (1967年4月8日生)	1991年4月 日商岩井株式会社 入社 2006年10月 双日株式会社 無機鉱産部鉱産課 課長 2013年7月 同社 リオデジャネイロ支店 支店長 2017年2月 同社 鉱産部 副部長 2017年3月 兼 双日ジェクト株式会社 取締役 (現任) 2017年4月 双日株式会社 鉱産部 部長 2021年4月 同社 非鉄・鉱産部 部長 (現任)	一株
(補欠社外監査役候補者とした理由) 塗師尾努氏は、双日ジェクト株式会社において取締役を務める他、大手総合商社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立的・客観的な視点から監査を行っていただけるものとの判断から、補欠社外監査役として適任と判断し、候補者といたしました。		

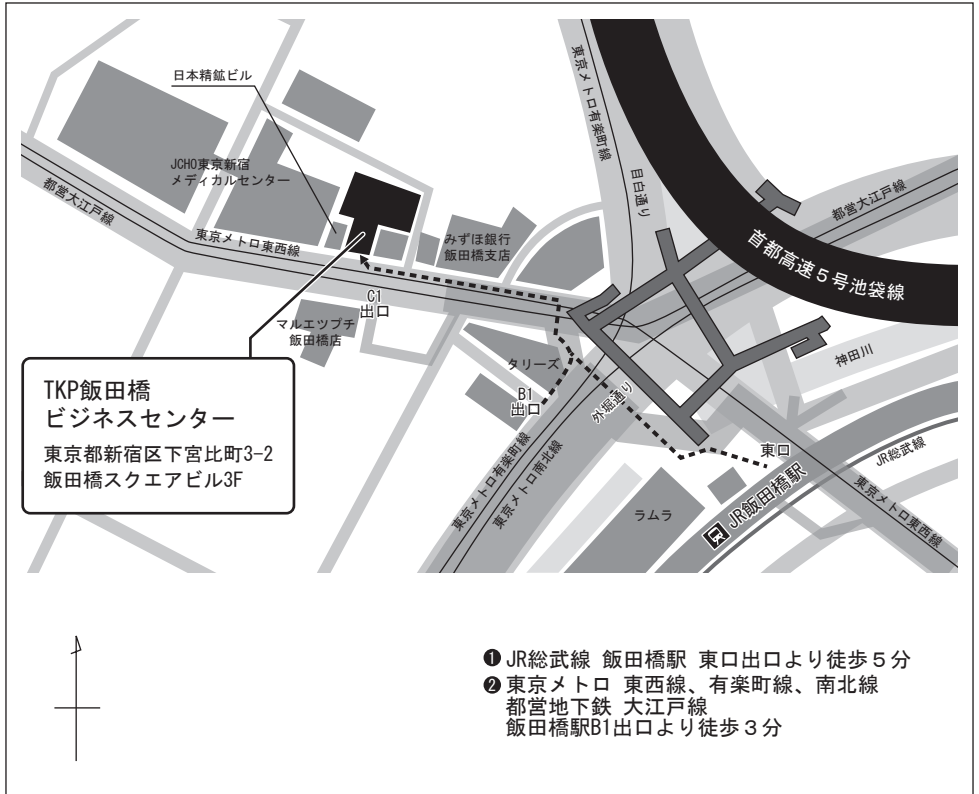
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者塗師尾努氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者塗師尾努氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

東京都新宿区下宮比町3-2

飯田橋スクエアビル3F



なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず開催場所を変更させていただく場合がございます。その場合は、当社ウェブサイトにご案内を掲載させていただきます。(アドレス <https://www.nihonseiko.co.jp>)
ご出席の際は予め当社ウェブサイトをご確認いただけますよう、お願い申し上げます。